

芦別市教育大綱

令和2年2月






1 芦別市教育大綱の位置付け

芦別市教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、本市の教育行政を推進するための基本方針となるもので、「第6次芦別市総合計画」の教育・文化の基本目標である「地域とともに、学ぶよろこびを実感できるまち」をもとに定めるものです。

2 大綱の実施期間

大綱の実施期間は、令和2年度から令和6年度の5年間とします。

計画等	年度					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7～11年度
第6次芦別市総合計画						
第3次芦別市生涯学習推進計画						
芦別市教育大綱						

3 大綱の基本目標

【教育・文化の基本目標】

地域とともに、学ぶよろこびを実感できるまち

（第6次芦別市総合計画）

(1) 社会教育

● 重点目標：地域で学び続け活動できる社会教育の推進

【重点目標達成に向けた推進すべき施策】

① 生涯学習

- ・ 市民の自主的な学習や活動を支援し、各種講座・大学などを開催します。
- ・ 学習の場の提供については、情報誌「マナビ通信」を発行するほか、ホームページや広報などを活用して、イベント情報を提供します。
- ・ 生涯学習の拠点施設である百年記念館については、資料の収集・調査研究を推進し、魅力的な企画展や体験活動を開催します。また、学校教育や市民活動に有益な学習情報を提供しながら、効率的な運営に努めます。
- ・ 生涯学習の拠点施設である図書館については、社会情勢や流行などを取り入れた選書に努め、読書に親しみ、楽しんでもらえる各種事業を開催します。また、良好な読書環境を提供するため、効率的な運営に努めます。

② 家庭教育

- ・ 家庭における教育力の向上を図るため、親子で参加できる体験教室などを開催し、家庭教育への理解や意識の醸成に努めます。
- ・ 異年齢の子ども達が、体験学習事業などを通じて、規則正しい生活習慣や望ましい学習習慣を身に付けることができるよう支援します。

③ 青少年の健全育成

- ・ 青少年の健全育成活動については、各種青少年健全育成活動や団体活動、並びに文化・スポーツ分野で活動している青少年を顕彰し、広く市民に健全育成運動を周知・宣伝などにより支援します。
- ・ 青少年育成団体が実施する事業については、清掃活動や各種イベントなどを通して、青少年の社会奉仕・社会参加活動の助長に努めます。
- ・ 青少年の非行防止については、青少年センターによる環境浄化活動や補導活動を実施します。
- ・ 青少年の安全対策については、「こども110番緊急避難所」の設置や、青色回転灯パトロール車による巡回などにより、安全・安心な地域環境の充実に努めます。

④ 芸術文化

- ・ 市民が芸術文化に親しめるよう、地元芸術家や芸術文化団体の活動を通して、人と地域の交流が図られるよう努めます。
- ・ 芸術文化活動の参加については、芸術・文化活動発表の場の提供などの支援に努めます。

⑤ 文化財

- ・ 文化財巡りなどを通じて市民に文化財の意義や価値を知ってもらい、新たな文化財の掘り起こしにつなげます。
- ・ 文化財を核として本市の正確な歴史を調査・研究し、教育的活用を行います。
- ・ 指定文化財の適正な維持管理を図ります。
- ・ 本市唯一の無形文化財である「芦別獅子」の継承活動を支援します。

(2) 学校教育

● 重点目標：地域で支える学校教育の推進

【重点目標達成に向けた推進すべき施策】

① 幼児教育

- ・ 私立学校運営費補助については、私立幼稚園を設置する学校法人に対して、助成を行います。
- ・ 学校法人の健全な発展のための支援を行うとともに、教育環境改善のための施設整備を支援します。

② 小中学校教育

- ・ 小中学校配置基準の見直しを行います。
- ・ 小中一貫教育については、「学力向上」「中1ギャップの未然防止」「教職員の資質向上」を目的に、小中一貫教育協議会を核として授業交流や乗り入れ授業、学習規律の接続、家庭学習の習慣化の取組など、具体的な取り組みスケジュールをもとに実践・交流を計画的に行います。
- ・ コミュニティ・スクールについては、保護者や地域住民が「学校運営協議会」の一員となり、学校と目標やビジョンを共有しながら、地域とともに、豊かな心と郷土に誇りと愛着を持つ子ども達を育てる一体感のある学校づくりを行います。
- ・ 特別支援教育については、特別支援学級に在籍する児童・生徒の「個別の教育支援計画」を作成し、個々のニーズに応じた指導を計画的に行います。
- ・ 通常学級に在籍する困り感・つまずき感を抱える児童・生徒については、学習支援員による個別の支援を図り、「個別の指導計画」等を活用した適切な指導を行います。
- ・ 食育活動については、正しい食習慣の指導を計画的に行います。
- ・ 食材に地場産の農産物を取り入れるなど、給食を生きた教材として活用した指導を行います。

③ 高等学校教育

- ・ 道立高校については、各種の助成制度、補助制度などを実施し、入学生を確保するための支援を行います。
- ・ 私立高校については、学校法人の健全発展のため、入学生の学資負担の軽減を図り、入学生を確保するための支援を行います。また、教育環境改善のための施設整備を支援します。
- ・ 生徒の教育活動の様子を地域に向けて情報発信し、地域と学校の双方向の交流を支援します。

④ 専門学校・大学教育

- ・ 学校法人の健全発展と安定的な運営のため、教育環境改善などの施設整備を支援します。
- ・ 入学生の学資負担の軽減を図り、入学生を確保するための支援を行います。
- ・ 学生の教育活動の様子を地域に向けて情報発信し、住民と学校の双方向の交流を支援します。

(3) スポーツ・合宿

● 重点目標：生涯にわたるスポーツの振興と合宿の推進

【重点目標達成に向けた推進すべき施策】

① スポーツ

- ・ スポーツに親しむ機会などを提供するため、健康都市宣言記念事業（チャレンジデー、あるけあるけ運動、少年団交流事業）を開催し、より多くの参加と健康づくり・体力づくりの意識啓発を図ります。
- ・ スポーツ推進委員等と連携しながらスポーツの実技指導やスポーツ行事・事業等を開催し、スポーツに対する啓発・周知を行います。

② 合宿

- ・ 各種団体と連携し、全日本、実業団クラスのスポーツ合宿や、学校等の文化合宿の受入れを展開します。
- ・ 高校・大学等の合宿については、快適に練習することができる環境づくりに努めます。
- ・ 国立大学法人旭川医科大学との連携協定に基づく取組の推進により、スポーツ競技者への支援の充実を図ります。
- ・ 各体育施設や文化施設の利用状況を把握し、市民の利用促進を図ります。
- ・ 大会や合宿の受入れなどについては、適切に管理運営します。
- ・ 新規の合宿・大会などの誘致活動を積極的に展開します。

(4) 国際交流

● 重点目標：多彩な国際交流と人材育成の推進

【重点目標達成に向けた推進すべき施策】

① 国際交流

- ・ 姉妹都市シャーロットタウン市をはじめ、さまざまな国や地域、団体などとの幅広い交流を進めます。
- ・ 国際化に対する意識啓発及び語学力の向上に向けては、国際交流員、英語指導助手の活用を推進します。
- ・ 国際交流活動団体の活動を支援します。
- ・ 異なる習慣や文化を理解し、国際社会に対応できる人材の育成に努めます。